

# 「青森県反射材大作戦」ロゴマーク及びポスター使用規定

## 1 目的

この規定は、夜間の歩行者の交通事故防止に効果が高い反射材の着用が県民全体に広がることを目指した運動「青森県反射材大作戦」の周知及び反射材の普及・定着を図る活動において、ロゴマーク及びポスター（以下、「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

## 2 使用基準

青森県内において、「青森県反射材大作戦」の周知及び反射材の普及・定着を図る活動を行う団体又は個人に使用を認める。

但し、以下の場合は使用を認めない。

- (1) 1の目的に合致しない使用をする場合
- (2) 青森県の信用や品位を損うと認められる場合
- (3) 使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合
- (4) その他、ロゴマーク等の使用が著しく不相当と認められる場合

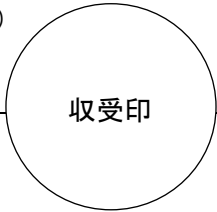
## 3 使用手続き及びロゴマーク等の提供方法

- (1) ロゴマーク等の使用を希望する団体または個人は、事前に使用願（別記様式）を青森県環境生活部県民生活文化課（以下、「県民生活文化課」という。）に提出するものとする。
- (2) 県民生活文化課は、使用願の内容が適当であると認められた場合、ロゴマーク等を電子データで提供するものとする。
- (3) 県民生活文化課は、ロゴマーク等を提供した企業を「青森県反射材大作戦応援企業」として登録する。

## 4 留意事項

- (1) 県民生活文化課が提供したロゴマーク等の電子データを無断で変更・改ざんしないこと。
- (2) ロゴマーク等を使用した制作物等の実物又は写真を県民生活文化課まで提出すること。

(別記様式)



平成 年 月 日

青森県環境生活部県民生活文化課長 殿

申請者 団体名  
代表者名  
住所  
電話番号

### 「青森県反射材大作戦」ロゴマーク等使用願

下記のとおり使用したいので、届け出ます。

種 別	1 ロゴマーク	2 ポスター（全体）	3 ポスター（一部）
使用方法等			
（記載例）	（例）販売促進物（ポケットティッシュ）に反射材着用呼びかけを記載する際に使用。		

担 当 者	
T E L	
F A X	
Eメール	

◆◇ロゴマーク等を使用した制作物等の実物又は写真をお送りくださるようお願いします。◇◆

※ 企業の皆様へ

本使用届により、ロゴマーク等を使用される企業様は、「青森県反射材大作戦応援企業」として登録させていただきます。